

2017年4月24日 全13頁

法律・制度 Monthly Review 2017.3

法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員
小林 章子

[要約]

- 3月の法律・制度に関する主な出来事と、3月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 3月は、仮想通貨交換業等に関する銀行法施行令等が公布されたこと（24日）、平成29年度予算及び改正税法が成立したこと（27日）、「顧客本位の業務運営に関する原則」が公表されたこと（30日）、積立NISAの対象となる金融商品の要件が告示されたこと（31日）などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

◀ 目 次 ▶

○3月の法律・制度レポート一覧	2
○3月の法律・制度に関する主な出来事	2
○4月以後の法律・制度の施行スケジュール	5
○今月のトピック	
決算短信簡素化、サマリーのみ開示も可？	7
○レポート要約集	11
○3月の新聞・雑誌記事・TV等	13
○3月のウェブ掲載コンテンツ	13

◇3月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	頁数
1日	フェア・ディスクロージャー・ルール導入へ（概要） ～タスクフォースの報告のポイント～	吉井 一洋	金融商品 取引法	8
15日	法律・制度 Monthly Review 2017.2 ～法律・制度の新しい動き～	小林 章子	その他法律	13
	フェア・ディスクロージャー、HFTに関する 金商法改正法案の概要 ～2017年金商法改正関連シリーズ～	横山 淳	金融商品 取引法	6
24日	バーゼルⅢへの対応状況（2016年6月末時点） ～モニタリング結果の公表（第11回）： 内部留保の積立でクリア可能か～	鈴木 利光	金融制度	18
27日	預貯金は遺産分割の対象になるか ～最高裁決定の概要と実務への影響～	小林 章子	その他法律	14
29日	決算短信簡素化、サマリーのみ開示も可？ ～業績予想の開示も見直し～	吉井 一洋	会計	12
31日	ドッド・フランク法の再点検 ～The Financial CHOICE Actの概要～	鳥毛 拓馬	金融制度	7

◇3月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
1日	◇改正個人情報保護法について、オプトアウトによる第三者提供に関する個人情報保護委員会への届出が開始。 ◇国税庁、財産評価基本通達の一部改正案を公示し意見募集（募集期限は3月30日まで）。平成29年度税制改正の取引相場のない株式の評価見直し等に関する内容。
2日	◇金融庁、連結財務諸表等規則に定める企業会計基準を指定する告示の改正案を公表（意見提出期限は3月31日まで）。 ◇バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）、「バーゼル委議長による金融危機後のバーゼルⅢ見直しの最終化へのコミットメントの再確認」を公表。
3日	◇フェア・ディスクロージャー、HFT規制などに関する金融商品取引法改正法案及び電子決済等代行業などに関する銀行法等改正法案が国会に提出される。 ◇金融庁、休眠預金等活用法施行規則を公布。 ◇国税庁、（共通報告基準（GRS）に基づく）非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度に関するFAQを改訂。
6日	◇日本証券業協会（日証協）、職場積立NISAの導入状況を公表。平成28年12月末時点の導入企業数はのべ4,190社、積立金額は合計5億2,191万円。
7日	◇証券監督者国際機構（IOSCO）、最終報告書「社債市場の流動性に係る調査」を公表。 ◇米国財務会計基準審議会（FASB）、非従業員の株式報酬に関する会計の簡素化を提案（コメント期限は6月5日まで）。
9日	◇金融庁、英国の金融行為規制機構（FCA）との間での革新的なFinTech企業を支援するための協力枠組みに関する書簡の交換を公表。

10日	◇FASB、退職給付に関する会計基準の修正を公表。
15日	◇マイナンバーを記載した所得税の確定申告書の初の提出期限。 ◇日証協、「業務及び財産の状況に関する説明書類の公表に関する規則」案を公表（意見提出期限は4月13日まで）。いわゆるディスクロージャー誌について、自社ホームページ等に掲載する方法等による開示を義務付ける内容。 ◇パーゼル委、第二次市中協議文書「ガイドライン：ステップイン・リスクの特定と管理」を公表（コメント期限は5月15日まで）。
16日	◇企業会計基準委員会（ASBJ）、企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」を公表。
17日	◇金融庁の金融モニタリング有識者会議、報告書「検査・監督改革の方向と課題—金融モニタリング有識者会議報告書—」を公表。 ◇日本税理士会連合会、日本公認会計士協会（JICPA）、日本商工会議所、ASBJにより設置された検討委員会、改正「中小企業の会計に関する指針」を公表。 ◇東京証券取引所（東証）、「資本政策に関する株主・投資家との対話のために～リキャップCBを題材として～」を公表。
21日	◇金融庁、「諸外国における家計の安定的な資産形成の促進に向けた政策的取組みに関する調査研究報告書」（委託調査）を公表。 ◇日証協、「個人情報の保護に関する指針」等を改正。改正個人情報保護法対応。 ◇国税庁、NISA及びジュニアNISAに関連して法人課税関係の申請様式等を改正。 ◇国税庁、法人税に関する文書回答事例「議決権のない株式を発行した場合の完全支配関係・支配関係について」を公表。
22日	◇米国証券取引委員会（SEC）、T+2 決済化に伴う規則改正。証券ブローカーは2017年9月5日からの準拠が求められる。
23日	◇JICPA、租税調査会研究報告第32号「法人税法上の包括的な租税回避否認規定の適用をめぐる実務上の問題点」を公表。 ◇東証、平成28年度「なでしこ銘柄」を公表。
24日	◇金融庁、銀行法施行令等及び施行規則等の一部改正を公布（施行は原則として4月1日）。仮想通貨交換業に対する登録制の導入、銀行等の議決権保有規制（5%ルール）の緩和など。 ◇貸金業法施行令の一部改正を公布（施行は4月1日）。企業グループに属する会社等から当該グループから外れて1年以内の企業等への貸付けを貸金業規制の適用除外とする等の内容。
27日	◇平成29年度予算（一般・特別・政府関係機関）が成立。 ◇平成29年度改正税法が成立（公布は3月31日）。 ◇JICPA、業種別委員会実務指針「仮想通貨交換業者における利用者財産の分別管理に係る合意された手続業務に関する実務指針」の公開草案を公表（意見提出期限は4月28日まで）。
28日	◇金融庁の「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」、スチュワードシップ・コードの改訂案を公表（意見提出期限は4月27日まで）。 ◇パーゼル委、報告書「実効的なリスクデータ集計とリスク報告に関する諸原則の取組みに関する進捗状況」を公表。
29日	◇ASBJ、「現在開発中の会計基準に関する今後の計画」の改訂を公表。 ◇ASBJ、実務対応報告第34号「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い」、改正実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」、同第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」を公表。

29 日	<ul style="list-style-type: none"> ◇国際会計基準審議会（IASB）、公開草案「IFRS 第 8 号『事業セグメント』の改善」を公表（コメント期限は 7 月 31 日まで）。 ◇バーゼル委、最終規則文書「開示要件（第 3 の柱）の統合及び強化－第 2 フェーズ」を公表。 ◇バーゼル委、最終規則文書「自己資本規制上の引当金の取扱い－当面の措置及び経過措置」を公表。
30 日	<ul style="list-style-type: none"> ◇金融庁、「顧客本位の業務運営に関する原則」を公表。 ◇金融庁、「『長期・積立・分散投資に資する投資信託に関するワーキング・グループ』報告書」を公表。積立 NISA の対象商品の要件案を答申。 ◇金融庁、日証協及び東証、「『株式新規上場引受に関する検討会』報告書」を公表。株式新規上場時及び公的再生支援下にある発行会社の再上場における主幹事証券会社就任のあり方等について提言するもの。 ◇IASB、開示原則に関するディスカッション・ペーパーを公表（コメント期限は 10 月 2 日まで）。 ◇バーゼル委、市中協議文書「グローバルなシステム上重要な銀行－評価の枠組みの見直し」を公表（コメント期限は 6 月 30 日まで）。
31 日	<ul style="list-style-type: none"> ◇金融庁、「監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンス・コード）」を公表。 ◇経済産業省、「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針（CGS ガイドライン）」を策定。 ◇東証、「東証上場会社 コーポレート・ガバナンス白書 2017」を公表。 ◇大阪取引所、日本証券クリアリング機構における清算業務の制度見直し等に伴い、関連諸規則について改正案を公表（意見提出期限は 4 月 30 日まで）。 ◇積立 NISA の対象となる金融商品の要件を定める内閣府告示が公布（適用は 10 月 1 日から）。 ◇金融庁、平成 29 年 3 月期以降事業年度の有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項及び有価証券報告書レビューの実施について公表。留意すべき事項として有価証券報告書の記載内容に「経営方針」を追加する改正などを挙げている。 ◇金融庁、金融商品取引業等に関する内閣府令を改正（同日施行）。FX 取引とそれ以外のデリバティブ取引に係る証拠金を合算して管理することが可能に。 ◇金融庁、「主要行等向けの総合的な監督指針」等を改正（適用は 4 月 1 日から）。バーゼルⅢに係るカウンター・シクリカル・バッファの運用枠組みを整備する内容。 ◇金融庁、「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「金融検査マニュアル」等を一部改正（適用は 5 月 30 日から）。個人情報保護法等の改正に伴う改正。 ◇金融庁、「金融機関における個人情報保護に関する Q&A」を改正。 ◇金融庁、「金融業の拠点開設サポートデスク」を 4 月 1 日から開設することを公表。「日本再興戦略 2016」において示された海外金融事業者を誘致するための取組みとして、海外金融事業者からの日本拠点開設に係る金融法令の手続き等に関する相談を受け付ける。

◇4月以後の法律・制度の施行スケジュール

	日付	施行される内容
2017年 (H29)	4月1日	◇欠損金の繰越控除の見直し（当期所得の60%→55%）。 ◇役員給与課税の改正（2017年10月1日適用開始のもの以外）が適用。 ◇スピノフ税制の見直し。 ◇FinTech対応を含む銀行法等の一部改正法が施行。仮想通貨交換業に対する登録制の導入、銀行等の議決権保有規制（5%ルール）の緩和など。
	5月30日	◇改正個人情報保護法、全面施行。 ◇行政機関について、マイナンバーを利用した情報連携が可能に。
	6月3日	◇「消費者契約法」の一部改正法が施行。
	7月	◇行政機関について、マイナンバーを利用した情報連携を開始（予定）。 ◇マイナポータル [※] の試行運用が開始（予定）。
	8月1日	◇公的年金の受給資格期間が25年から10年に短縮。
2018年 (H30)	10月1日	◇積立NISAの口座開設手続きが開始。 ◇投資信託委託会社等による積立NISA対象商品の届出が開始。 ◇NISAの第2期勘定設定期間（平成30年～35年）における口座開設申込手続きが開始。この日までに既存NISA口座でマイナンバーを告知している場合、自動で第2期の申込みが行われる。 ◇役員給与課税の改正（退職給与・譲渡制限付株式・新株予約権に係る部分）が適用。
	10月	◇厚生年金の保険料率が18.3%に引き上げられ、段階的引き上げが終了。 ◇マイナポータル [※] の本格運用が開始（予定）。
	1月1日	◇任意での預貯金へのマイナンバーの紐づけ開始。 ◇個人型及び企業型の確定拠出年金について、掛金の拠出限度額が月単位から年単位に変更。 ◇NISAの第2期勘定設定期間が開始。 ◇積立NISAが開始。年間投資上限額40万円、非課税保有期間（最大）20年間。 ◇配偶者控除・配偶者特別控除の見直し。所得控除38万円の対象となる配偶者の収入の上限を103万円から150万円に引上げ。
	4月1日	◇(2018年4月1日以後開始事業年度より)法人税率が23.4%から23.2%に引き下げ。 ◇欠損金の繰越控除の見直し（当期所得の55%→50%）。 ◇欠損金の繰越期間の延長（9年→10年）。 ◇（外国関係会社の2018年4月1日以後開始事業年度より）外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）の改正が適用。
2019年 (H31)	10月1日	◇上場株式の売買単位の100株単位への移行期限。
	12月31日	◇既存の証券口座等に係るマイナンバーの告知の経過措置が終了。 ◇NISAの初年度（2014年分）投資枠について、5年間の非課税保有期間が満了。
	4月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大3,000万円に引き上げ。 ◇請負工事等に係る適用税率の経過措置の指定日。
2020年 (H32)	10月1日	◇消費税率が8%から10%へ引き上げ。 ◇消費税の軽減税率制度（8%）の導入。 ◇車体課税の見直し（自動車取得税の廃止、環境性能割の導入）。 ◇（2019年10月1日以後開始事業年度より）地方法人特別税を廃止し、地方法人税率が4.4%から10.3%に引き上げ。 ◇年金生活者支援給付金の支給開始（予定）。
	4月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,500万円に引き下げ。

2021年 (H33)	3月31日	◇消費税の総額表示義務の特例の適用期限。これ以後、消費者向けの価格表示については税込価格での表示が義務付けられる。
2021年 (H33)	4月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,200万円に引き下げ。
	12月31日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税特例の適用期限。 ◇住宅ローン減税の適用期限。
2023年 (H35)	10月1日	◇適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入開始。

※原則として、3月31日時点で決定されている法令・規則等に則って記載している。平成29年度税制改正で決定したものは太字で記載。税制・会計等の適用時期は、原則として3月末決算法人の例を記載。

◇今月のトピック

決算短信簡素化、サマリーのみ開示も可？

～業績予想の開示も見直し～

2017年3月29日 吉井 一洋

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/accounting/20170329_011865.html

※図表番号は、引用元のレポートの図表番号と対応している。

図表1 決算短信の簡素化（概要）

決算短信の簡素化（概要）				
区分	項目	現行	簡素化後	
本体	サマリー情報	開示を義務付け	開示を要請	
添付資料	経営成績・財政状態・今後の見通し	分析的記載を要請	概況の記載を要請	
	継続企業の前提に関する重要事項	存在する場合に記載を要請	経営成績等の概況の中で記載（存在する場合）	
	経営方針	開示を要請	開示の要請をとりやめ ^注	
	会計基準の選択に関する重要事象等	開示を要請	開示を要請	
	連結財務諸表 連結財務諸表の主な注記 ・継続企業の前提に関する注記 ・セグメント情報 ・1株当たり情報 ・重要な後発事象	開示を要請	開示を要請 投資者の投資判断を誤らせるおそれがない場合に、決算短信の開示を早期化するためサマリー情報、経営成績等の概況を先行して開示するときは決算短信（サマリー情報）及び経営成績等の概況の開示時点では開示不要（準備が整い次第直ちに連結財務諸表及び主な注記を開示） 企業が連結財務諸表の開示を行わない場合には、各社の状況に応じて、サマリー情報、経営成績等の概況と同時に、企業の状態を適切に理解するために有用な数値情報など、投資者が必要とする財務情報の開示を求めている。	
	会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示	サマリー情報に「有」と記載した場合は内容と損益への影響額の記載を要請		
	投資判断に有用な情報 ・連結財務諸表の上記以外の注記事項 ・個別財務諸表及び注記事項 ・利益配分に関する基本方針及び当期・次期の配当 ・事業等のリスク ・企業集団の状況 ・役員の変動 ・連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 ・経営管理上重要な指標 ・生産、受注及び販売の状況 ・設備投資、減価償却費、研究開発費の実績値・予想値 ・主要な連結子会社の業績の概況 など(例示)	開示を要請	開示の要請を取りやめ	

(注) 有価証券報告書等の記載事項となった。

(出所) 決算短信・四半期決算短信作成要領等(東証)に基づき、大和総研金融調査部制度調査課作成

図表2 決算短信のサマリー情報の記載項目(参考様式)

	日本基準	IFRS	米国基準
①	売上高		
②	営業利益		
③	経常利益	税引前利益	税引前当期純利益
④	-	当期利益	-
⑤	親会社株主に帰属する当期純利益	親会社の所有者に帰属する当期利益	当社株主に帰属する当期純利益
⑥	-	当期包括利益合計額	-
⑦	EPS(1株当たり当期純利益)注1	基本的1株当たり当期利益注1	1株当たり当社株主に帰属する当期純利益注1
⑧	潜在株式数調整後EPS注1	希薄化後1株当たり当期利益注1	潜在株式調整後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益注1
⑨	ROE(自己資本当期純利益率)注1注2	親会社株主帰属持分当期利益率注1注3	株主資本当社株主に帰属する当期純利益率注1注3
⑩	総資産経常利益率	資産合計税引前利益率	総資産税引前当期純利益率
⑪	売上高営業利益率	同左	同左
⑫	総資産	資産合計	総資産
⑬	純資産	資本合計	資本合計(純資産)
⑭	-	親会社の所有者に帰属する持分	株主資本
⑮	自己資本比率注2	親会社所有者帰属持分比率注4	株主資本比率注4
⑯	BPS(1株当たり純資産)	1株当たり親会社所有者帰属持分	1株当たり株主資本
⑰	営業活動によるキャッシュ・フロー		
⑱	投資活動によるキャッシュ・フロー		
⑲	財務活動によるキャッシュ・フロー		
⑳	現金及び現金同等物期末残高		
㉑	配当の状況(年間配当金、配当金総額、配当性向、純資産配当率)	同左(純資産配当率の分母は⑭)	
㉒	期中における重要な子会社の異動(連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動)		
㉓	会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示の有無	会計方針の変更・会計上の見積りの変更	会計方針の変更
㉔	発行済株式数(普通株式): 期末発行済株式数(自己株式を含む)、期末自己株式数、期中平均株式数		
㉕	「決算短信は監査の対象外です」との記述		

(注1) 分子の利益は⑤ (注2) 自己資本=純資産合計-新株予約権-非支配株主持分 (注3) 分母は⑭

(注4) 分子は⑭

(出所) 決算短信・四半期決算短信作成要領等(東証)に基づき、大和総研金融調査部制度調査課作成

図表3 四半期決算短信の簡素化の概要

区分	項目	現行	簡素化後
本体	サマリー情報	開示を義務付け	開示を要請
添付資料	継続企業の前提に関する重要事象等	存在する場合に記載	
	四半期連結財務諸表 四半期連結財務諸表の主な注記 ・継続企業の前提に関する注記 ・株主資本の金額の著しい変動	開示を要請	開示を要請 投資者の投資判断を誤らせるおそれがない場合に、四半期決算短信の開示を早期化するためサマリー情報を先行して開示するときは、サマリー情報開示時点では開示不要（準備が整い次第直ちに四半期連結財務諸表及び主な注記を開示） 企業が四半期連結財務諸表の開示を行わない場合には、各社の状況に応じて、サマリー情報と同時に、企業の状態を適切に理解するために有用な数値情報など、投資者が必要とする財務情報の開示を求めている。
	四半期財務諸表作成に特有の会計処理	サマリー情報に「有」と記載した場合には、重要なものの内容を記載	
	会計方針の変更・会計上の見積もりの変更・修正再表示	サマリー情報に「有」と記載した場合は内容と損益への影響額の記載を要請	
	投資判断に有用な情報 ・経営成績(定性的情報) ・財政状態(定性的情報) ・上記以外の四半期連結財務諸表(四半期会計期間の損益計算書等、キャッシュ・フロー計算書) ・セグメント情報 ・上記以外のその他の注記事項 ・四半期個別財務諸表及び注記 ・経営管理上重要な指標 ・生産、受注及び販売の状況 ・設備投資、減価償却費、研究開発費の実績値・予想値 ・主要な連結子会社の業績の概況 など(例示)	開示を要請	開示の要請を取りやめ

(出所) 決算短信・四半期決算短信作成要領等(東証)に基づき、大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 4 四半期決算短信のサマリー情報の記載項目（参考様式）

	日本基準	IFRS	米国基準
①	売上高		
②	営業利益		
③	経常利益	税引前利益	税引前四半期純利益
④	-	四半期利益	-
⑤	親会社株主に帰属する四半期純利益	親会社の所有者に帰属する四半期利益	当社株主に帰属する四半期純利益
⑥	-	四半期包括利益合計額	-
⑦	EPS（1株当たり四半期純利益） ^{注1}	基本的1株当たり四半期利益 ^{注1}	1株当たり当社株主に帰属する四半期純利益 ^{注1}
⑧	潜在株式数調整後EPS ^{注1}	希薄化後1株当たり四半期利益 ^{注1}	潜在株式調整後1株当たり当社株主に帰属する四半期純利益 ^{注1}
⑨	総資産	資産合計	総資産
⑩	純資産	資本合計	資本合計（純資産）
⑪	-	親会社の所有者に帰属する持分	株主資本
⑫	自己資本比率 ^{注2}	親会社所有者帰属持分比率 ^{注3}	株主資本比率 ^{注3}
⑬	配当の状況（年間配当金）		
⑭	当四半期末までの期間中における重要な子会社の異動（連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動）		
⑮	四半期連結財務諸表に特有の会計処理の適用の有無	-	簡便な会計処理及び特有の会計処理の適用の有無
⑯	会計方針の変更・会計上の見積もりの変更・修正再表示の有無	会計方針の変更・会計上の見積もりの変更	会計方針の変更
⑰	発行済株式数（普通株式）：期末発行済株式数（自己株式を含む）、期末自己株式数、期中平均株式数		
⑱	「四半期決算短信は四半期レビューの対象外です」と記載		

（注 1）分子の利益は⑤ （注 2）自己資本＝純資産合計－新株予約権－非支配株主持分 （注 3）分母は⑪（出所）決算短信・四半期決算短信作成要領等（東証）に基づき、大和総研金融調査部制度調査課作成

◇レポート要約集

【1日】

フェア・ディスクロージャー・ルール導入へ（概要）
～タスクフォースの報告のポイント～

2016年12月7日、金融庁が主催する金融審議会の市場ワーキング・グループで、フェア・ディスクロージャー・ルール・タスクフォース（FDルールTF）から報告が行われ、了承された。同月22日に最終的な報告書が公表された。

フェア・ディスクロージャー・ルールとは、上場会社が、公表前の内部情報を、特定のアナリストや投資家にのみ提供することを防止するためのルールである。

今後は、通常国会に改正法案が提出され、当該国会中の可決・成立を目指す模様である。2018年4月から適用される可能性がある。以下、本稿ではFDルールTFで述べられたFDルールのポイントを、私見も交えて、取りまとめる。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20170301_011778.html

【15日】

法律・制度 Monthly Review 2017.2
～法律・制度の新しい動き～

2月の法律・制度に関する主な出来事と、2月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

2月は、税制改正法案が国会に提出されたこと（3日・7日）、東証の決算短信・四半期決算短信の作成要領等が改定されたこと（10日）、私募債の取扱いに関する日証協規則が制定されたこと（14日）、「バーゼルⅢモニタリングレポート」が公表されたこと（28日）などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20170315_011820.html

フェア・ディスクロージャー、HFTに関する金商法改正法案の概要
～2017年金商法改正関連シリーズ～

2017年3月3日、「金融商品取引法の一部を改正する法律案」が国会に提出された。

同法案には、金融審議会の市場ワーキング・グループでの議論を踏まえて、①フェア・ディスクロージャー・ルールの導入、②株式等の高速取引（アルゴリズム高速取引、HFT）に関する法制の整備、③金融商品取引所グループの業務範囲の柔軟化などが盛り込まれている。

同法案の主要部分は、公布日から起算して1年を超えない範囲の政令指定日から施行することが予定されている。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20170315_011822.html

【24日】

バーゼルⅢへの対応状況（2016年6月末時点）
～モニタリング結果の公表（第11回）：内部留保の積立でクリア可能か～

2017年2月28日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、「バーゼルⅢモニタリングレポート」を公表している。

今回のモニタリングの対象となった銀行（金融機関）は、全部で 210 である。

最低所要水準と資本保全バッファの合計に対する資本不足額は、グループ 1（Tier 1 資本 30 億ユーロ超の国際的に活動する銀行（金融機関）全体で 48 億ユーロ、うち G-SIBs30 行だけで 9 億ユーロ、グループ 2（その他すべての銀行（金融機関））で 50 億ユーロと、決して少ないとは言えない水準である。

ただし、その推移を見ると、前回に比して、グループ 1 全体で約 45%の減少、うち G-SIBs30 行で約 47%の減少、グループ 2 で約 22%の減少となっていることから、このままのペースで行けば 2019 年の完全実施までには資本不足額はゼロに達することが期待される。

また、資本不足額を解消する方法としては、主として現状のペースで内部留保を積み立てていくことにより、2019 年の完全実施までにその大部分を補うことが可能となりそうなのが窺われる。

というのは、グループ 1 及びグループ 2 の銀行（金融機関）の双方において、規制資本の 8 割超を占めている CET 1 の相当程度（グループ 1 においては 57.0%、グループ 2 においては 38.5%）を内部留保が占めているためである。

なお、今回のモニタリングは、2015 年末までに合意された規制のみが考慮されている。そのため、今回より新たに、G-SIBs 向けの追加規制である TLAC がモニタリング対象に追加されている。これに対して、「トレーディング勘定の抜本的見直し」（FRTB）、簡素で、透明性が高く、比較可能（STC）な証券化商品の取扱い、そして TLAC 保有のダブルギアリングについては、今回のモニタリング対象には含まれていない。もっとも、FRTB については、特別に、FRTB 単独でもたらず最低所要自己資本への影響に関する統計結果を公表している。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20170324_011854.html

【27 日】

預貯金は遺産分割の対象になるか

～最高裁決定の概要と実務への影響～

最高裁平成 28 年 12 月 19 日大法廷決定（以下、最高裁決定）は、相続財産中の預貯金債権が遺産分割の対象となるか争われたケースについて、共同相続された普通預金、通常貯金及び定期貯金債権は、相続開始と同時に当然に分割されず、遺産分割の対象になると判示した。これは、従来の判例を変更するものであり、旧判例下で構築されてきた実務に与える影響は少なくない。

実務への影響を検討すべき論点としては、①遺産分割の内容（特に特別受益者がいる場合）、②遺産分割前の一部の相続人による預貯金の払戻しの可否、③相続開始後に預貯金口座に入金された金銭の取扱い、④相続開始後の口座解約等の取扱い、⑤銀行など債権者による相殺・差押えの可否、⑥普通預金、通常貯金及び定期貯金以外の預貯金（定期預金、定額貯金）や可分債権（貸金債権など）の取扱いなどを挙げることができるだろう。

本レポートでは、最高裁決定の概要を解説した上で、上記の実務上考えるべき論点について私見を交えて説明する。

また、現在法務省の法制審議会民法（相続関係）部会で検討されている改正案の審議状況についても紹介することとする。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20170327_011857.html

【29 日】

決算短信簡素化、サマリーのみ開示も可？

～業績予想の開示も見直し～

2017 年 2 月 10 日、東京証券取引所は新しい決算短信・四半期決算短信の作成要領を公表した。

作成要領では、サマリー情報の記載内容を義務から要請に改めるとともに、業績予想の開示についても、参考様式としては削除する一方で、通期業績を見通すうえで有用な情報を提供するように求めている。さらに、投資者の判断を誤らせるおそれがない場合には、決算発表時点では連結財務諸表（及び主要な注記）の開示を行わず、サマリー情報等のみを開示することも認めている。

新しい作成要領は、2017年3月31日以後に終了する通期・四半期の決算短信から適用される。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/accounting/20170329_011865.html

【31日】

ドッド・フランク法の再点検

～The Financial CHOICE Actの概要～

2017年2月3日、トランプ大統領は、「米国金融システム規制のための中核原則」という大統領令を発令した。中核原則は、今後のトランプ政権の金融規制に対するスタンスを示したものである。

トランプ大統領は、大統領選では、ドッド・フランク法を廃止し、金融規制を緩和する旨主張をしていたが、トランプ政権は金融規制に関して、現段階において、中核原則以外の具体的な改革案を示しているわけではない。

そこで、今後の金融規制改革として、事実上のドッド・フランク法の改正案と認識され注目されているのが、2016年9月に共和党のジェブ・ヘンサーリング下院金融サービス委員長が提案した“The Financial CHOICE Act”である。

ヘンサーリング委員長によると、昨年提案された“The Financial CHOICE Act”の改訂版を、間もなく公表するとのことである。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20170331_011870.html

◇3月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
企業会計 (4月号)	PART4 決算短信「簡素化」対応— 決算短信の簡素化に関する 財務諸表利用者の視点	吉井 一洋
FPジャーナル (3月号)	消費増税延期に伴う変更！おさえ ておきたい税制・社会保障制度の改正点	小林 章子
Financial Adviser (4月号)	シンクタンク研究員による 読み解き！最新制度 Vol.25— 預貯金が遺産分割の対象に —最高裁決定による判例変更の影響	小林 章子

◇3月のウェブ掲載コンテンツ

日付	タイトル	担当者
3月8日 掲載	コラム：スピンオフは産業の新陳代謝を促すか http://www.dir.co.jp/library/column/20170308_011796.html	金本 悠希